

# 白井市男女平等推進行動計画

## 後期実施計画

<2021~2025>

白井市  
(令和3年3月)

## 目次

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 第1章 実施計画について .....                  | 1  |
| 第2章 具体的な取り組み .....                  | 2  |
| 1 誰もがその人らしさを尊重できる社会をつくろう .....      | 2  |
| (1) 学習機会の提供 .....                   | 2  |
| (2) 教育現場での取り組み .....                | 8  |
| 2 誰もがさまざまな舞台で自分らしく輝ける社会をつくろう .....  | 13 |
| (1) 家庭における男女共同参画の促進 .....           | 13 |
| (2) 地域における男女共同参画の促進 .....           | 27 |
| (3) 職場・労働における男女共同参画の促進 .....        | 32 |
| (4) 市政における男女共同参画の促進 .....           | 49 |
| 3 誰もが安心して健やかに生きられる社会をつくろう .....     | 52 |
| (1) DV の防止・対策 .....                 | 52 |
| (2) 虐待・暴力の防止・対策 .....               | 55 |
| (3) ハラスメントやいじめの防止・対策 .....          | 60 |
| (4) DV・虐待被害者支援のための連携体制 .....        | 63 |
| (5) 防災・災害対策に関する取り組み .....           | 64 |
| (6) 性差を踏まえた生涯にわたる健康支援 .....         | 66 |
| (7) 多文化共生の推進 .....                  | 69 |
| 4 男女平等の達成のために市が取り組むこと .....         | 71 |
| (1) 推進体制の整備 .....                   | 71 |
| (2) 市役所におけるワークライフバランスと女性活躍の推進 ..... | 75 |
| (3) ハラスメント防止・対策 .....               | 80 |
| (4) ジェンダー統計の実施 .....                | 81 |
| 第3章 数値目標 .....                      | 82 |

# 第1章 実施計画について

## ● 計画の位置づけ

白井市では、男女共同参画社会基本法に基づく市町村男女共同参画計画、配偶者暴力等防止法に基づくDV防止法基本計画及び女性活躍推進法に基づく女性活躍推進計画として、平成28年3月に、平成28年度から令和7年度までの10年間を計画期間とする「白井市男女平等推進行動計画＜2016～2025＞」を策定しました。この後期実施計画は、「白井市男女平等推進行動計画＜2016～2025＞」の基本理念・基本的な考え方の実現に向けた具体的な取り組みを、計画的に実施するためには策定するものであります。併せて、男女共同参画の実現度を測る指標として、本計画の計画期間における目標値を示します。

また、毎年計画の推進状況を把握するため進行管理を実施することともに、担当課等にて必要により取組内容の改善を図りながら、実施計画を推進していきます。なお、計画期間中に社会情勢の変化や施策の変更等があった場合、必要に応じて見直しを行うことがあります。

## ● 計画期間

本計画の期間は、「白井市男女平等推進行動計画＜2016～2025＞」の後半5年間となる、令和3年度から令和7年度までとなります。

## ● 凡例

本計画の見方は次のとおりです。

具体的な取り組み  
の管理番号です。

具体的な取り組み  
の名称です。

この項目が女性活躍推進計画に  
該当することを示しています。

具体的な取り組みの対象で  
す。

具体的な取り組みの内容  
(目的・手段)です。

具体的な取り組みの指標  
です。

| No | 具体的な取り組み<br>の充実 | ア 保育サービスの充実【女性活躍推進計画】 | 担当課<br>保育課 | 内容<br>子育てに係る女性の育児負担の軽減と男性の育児参加の促進を図るために、保育所等を充実させる。             | 対象<br>乳幼児の保護者 | 年度別計画                |         |          |
|----|-----------------|-----------------------|------------|---|---------------|----------------------|---------|----------|
|    |                 |                       |            |   |               | 指標名<br>待機児童数(年度当初入数) | 単位<br>人 | 現状値<br>2 |
| 19 |                 |                       |            |   |               |                      |         | 0        |
| R3 |                 |                       |            | ・保育需要による保育所等の整備<br>・待機児童対策を行う中で、保育士不足の解消や離職防止を図り、保育基盤を維持・向上させる。 |               |                      |         |          |
| R4 |                 |                       |            | ・保育需要による保育所等の整備<br>・待機児童対策を行う中で、保育士不足の解消や離職防止を図り、保育基盤を維持・向上させる。 |               |                      |         |          |
| R5 |                 |                       |            | ・保育需要による保育所等の整備<br>・待機児童対策を行う中で、保育士不足の解消や離職防止を図り、保育基盤を維持・向上させる。 |               |                      |         |          |
| R6 |                 |                       |            | ・保育需要による保育所等の整備<br>・待機児童対策を行う中で、保育士不足の解消や離職防止を図り、保育基盤を維持・向上させる。 |               |                      |         |          |
| R7 |                 |                       |            | ・保育需要による保育所等の整備<br>・待機児童対策を行う中で、保育士不足の解消や離職防止を図り、保育基盤を維持・向上させる。 |               |                      |         |          |

今後5年間の具体的取り組みの年  
度別計画です。

4 男女平等の達成のために市が取り組むこと

(1) 推進体制の整備

ア 内部推進体制

| No  | 具体的な取り組み             | 担当課     | 内容  |    | 対象  |     |
|-----|----------------------|---------|---|----|-----|-----|
| 117 | 男女共同参画推進委員会による定期的な検討 | 市民活動支援課 | 男女共同参画施策について定期的な検討を行い、横断的かつ効果的な取り組みにつなげるために、男女共同参画推進委員会を開催する。 |    | 職員  |     |
|     |                      |         | 指標名   | 単位 | 現状値 | 目標値 |
|     | 男女共同参画推進委員会の開催       |         | —   | 実施 | 実施  |     |
|     |                      |         |   |    |     |     |

年度別計画

R3 ・男女共同参画推進委員会の開催

R4 ・男女共同参画推進委員会の開催

R5 ・男女共同参画推進委員会の開催

R6 ・男女共同参画推進委員会の開催

R7 ・男女共同参画推進委員会の開催

| No  | 具体的な取り組み             | 担当課     | 内容   |     | 対象  |     |
|-----|----------------------|---------|--|-----|-----|-----|
| 118 | 性的少数者に配慮した対応マニュアルの作成 | 市民活動支援課 | 性的少数者の人権への配慮を推進するために、職員の対応マニュアルを作成し、周知・普及する。 |     | 職員  |     |
|     |                      |         | 指標名  | 単位  | 現状値 | 目標値 |
|     | 窓口対応マニュアルの作成         |         | —  | 未実施 | 実施  |     |
|     |                      |         |  |     |     |     |

年度別計画

R3 ・他市等の調査・研究

R4 ・窓口対応マニュアルの作成

R5 ・府内への周知・普及

R6 ・府内への周知・普及

R7 ・府内への周知・普及